

国保の新しい資格確認書を送付

●問い合わせ 保険年金課 国保担当 (☎ 656 - 6528)



●7月下旬に新しい資格確認書を送付

現在交付されている資格確認書が国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日までです。7月下旬に、8月から使う新しい資格確認書(赤色)を送付します。8月以降、緑色の古い保険証は破棄してください。

●新しい資格確認書の有効期限

新しい資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日までですが、表1に該当する人は有効期限が異なります。期限までに新しい資格確認書を送付します。

●マイナ保険証を利用する人

資格確認書の代わりに「資格情報のお知らせ」を送付します。医療機関を受診する際は引き続きマイナ保険証を利用してください。
※電子証明書、マイナンバーカード本体の有効期限に注意してください。

●他の保険に加入した人

社会保険など他の健康保険に加入したにもかかわらず資格確認書が届いた人は、国保資格喪失届が出されていない可能性がります。表2の必要書類などを持参し、保険年金課か東部出張所で手続きしてください。

届出がされないで国民健康保険税(国保税)が課税されたままになる他、国保で負担した医療費の返納が必要になる場合があります。早めに手続きしてください。

表2 国保資格喪失届の手続きに必要なもの

①	新しい健康保険の資格取得証明書
②	世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの
③	本人確認書類
④	国保の保険証か資格確認書

表1 保険証の有効期限が異なる人

対象者	有効期限
令和8年7月31日以前に75歳になる人	75歳の誕生日の前日 ※75歳からは「後期高齢者医療制度」に移行します。
令和8年7月31日以前に70歳になる人	70歳になる誕生月の末日(1日生まれは前月末日) ※新しい資格確認書は高齢受給者証と一体となります。

医療費給付の所得制限を撤廃

●問い合わせ 保険年金課 医療担当 (☎ 656 - 6530)

令和7年8月診療分から妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭医療費給付の所得制限を撤廃します。

これにより、これまで所得超過により医療費給付を受けられなかった妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭の人も医療費給付が受けられるようになります。

給付を受けるには手続きが必要ですが、対象となる人がいる世帯には、すでに案内を送付しています。12月末までに手続きをしてください。

※案内が届いていない場合でも、自分が対象になると思われる人(市から案内を発送した後、に受給要件に該当した人など)は、保険年金課医療費担当に確認してください。



介護保険料の決定通知書を送付

●問い合わせ 高齢者福祉課 (☎ 656 - 6521)

介護保険料額決定通知書
を7月10日(木)に被保険者へ送付します。



●令和6年分所得を基準に計算

本年度の介護保険料は、4月1日現在の世帯の住民税や、昨年中の本人の所得額を基準に算定します。

●保険料段階は13段階で設定

算出した基準額を基礎として、所得や住民税の課税状況などにより保険料段階が決まります。保険料段階は国の基準となる13段階で設定しています。

●介護保険料算定の基準額が変更

老齢基礎年金(満額)の支給額が変更されることに伴い、介護保険料を算定する際の所得基準額が見直されました。

13段階ある介護保険料段階のうち「第1段階」、「第2段階」、「第4段階」、「第5段階」の4つの段階を区分する所得基準額が、80万円から80万9千円に変更されました。

●保険料の納め方

介護保険料の納め方には、年金から天引きする「特別徴収」と、納入通知書で納める「普通徴収」があります。4月1日以降に65歳になった人や転入した人などは、最初は普通徴収になり、年金天引きが可能な場合は、途中から変更になります。本人の希望で選択することはできません。

普通徴収の人は、口座振替が便利です。

国民健康保険税の納税通知書を送付

本年度分国民健康保険税(国保税)の納税通知書
を7月10日(木)に世帯主宛てに送付します。

●納税義務者は世帯主

国保税は国保に加入している世帯ごとに計算され、納税義務は世帯主にあります。世帯主本人が国保に加入していない場合も、税額の計算には含まれませんが納税義務者は世帯主です。ただし、世帯主は軽減制度の判定対象者となります。

●所得に応じた軽減制度

低所得者の負担を減らすため、世帯の所得の合計に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割のいずれかの割合で軽減される措置があります。※軽減の適用を受けるための申請は不要ですが、収入のない人も含めて世帯員全員分の申告をしていることが必須条件です。

表 国保税が減免や軽減となる場合と手続きの方法

減免や軽減となる場合	手続き方法など
所得見込み額が昨年より30%以上減少する場合など	納期限7日前までに申請
災害などで納付が困難な場合	
自己都合でない離職者(非自発的失業者) ※勤務先の倒産や解雇などによる離職(特定受給資格者)、雇止めなどによる離職(特定理由離職者)など	税務課に問い合わせてください

●減免制度と非自発的失業者の軽減
表に該当する世帯は、国保税が減免や軽減をされる場合があります。

▶問い合わせ
税額に関すること
税務課 ☎ 656-6570
資格に関すること
保険年金課 ☎ 656-6528
納付に関すること
収納課 ☎ 656-6573